

「地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果

別紙

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>反対。リコール署名不正が実際に行われたというのに、不正をわざわざ簡単にする改正などすべきではない。というよりむしろ、意見募集の仕方がおかしい。「根拠法令条項」の地方自治法施行令第110条等の準用規定を読まないと、リコール署名は関係ないように見える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>直接請求手続に係る押印については、経済財政運営と改革の基本方針2020等に基づき、行政手続に係る国民の利便性の向上及び国民の負担の軽減を図るため、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく地方自治法の改正により、廃止することとしました。本政省令は、当該法改正を踏まえ、地方自治法施行令等で規定する直接請求に関する手続上必要な見直しを行うものです。直接請求制度においては、押印を廃止したとしても、署名簿が提出された場合には選挙管理委員会による署名の審査等が行われ、署名の真正性を確保するうえで支障はないと認められることから、押印を廃止することとしたものです。</p>	なし
2	<p>本日7月30日の新聞で住民署名を簡単にする改悪の記事を読み一言申し上げます。愛知県でのリコール署名偽造事件を受け、文句の指摘がされない様簡単に署名だけでOKとすれば行政側では責任が回避出来るので法的には言い抜けし易い方法に改悪しようとの試みで全くあきれた方策である。リコール等の住民署名は愛知の事例を受け、少々きつくするかと思いきや逆に簡単にして抜け穴を大きくする事でリコールの価値を低めたいのかと思う。河野パフォーマンス相の「デジタル化の妨げが押印である」とのウソに政治家や官僚がまったく異見を言えず、本当の紙を失くすデジタル化は進まないまま、紙書類の押印だけを失くす作業に行政が頭をしぼって頑張っていると言う馬鹿げた現状を総務省も行っている。住民署名も智恵をしぼってデジタル化するならイザ知らず、紙で成すのに、事件が起きているのにもっと簡単にして、住民署名そのものの価値を落とすめで何が良いのか。此の記事のどこを取っても此により住民署名の欠点が改善されるとは記してない。願わくばどこが良く成るか明らかにして実施して欲しい。紙書類の押印、指印を無くして何が改善されるのか、住民署名の価値を失くす為なら、リコールと言う方法そのものを失くすべきだ。事件が起きたから泥縄でも改善策ならよく有るが改悪とは恐れ入った思考、発想である。総務省の担当者様に対面ナシの署名が本当に調べられるか問いたい位である。リコールを誰も責任を問わない為に簡単にいい加減な制度にしたいならリコールそのものを廃止した方が良いと思います。何で押印、指印をしているか、万全でなくても日本人の責任を表し、意思を伝える証拠として今迄実施されています。穴があるからイッソの事うんと大きな穴にすれば誰も穴とは思えないと言う考え方かと思いますが、御一考下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>直接請求手続に係る押印については、経済財政運営と改革の基本方針2020等に基づき、行政手続に係る国民の利便性の向上及び国民の負担の軽減を図るため、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく地方自治法の改正により、廃止することとしました。本政省令は、当該法改正を踏まえ、地方自治法施行令等で規定する直接請求に関する手続上必要な見直しを行うものです。直接請求制度においては、押印を廃止したとしても、署名簿が提出された場合には選挙管理委員会による署名の審査等が行われ、署名の真正性を確保するうえで支障はないと認められることから、押印を廃止することとしたものです。</p>	なし

○提出意見数：2件